

東海市長会決議

令和 7 年 10 月 24 日

東 海 市 長 会

地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は、都市自治体の経済・財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、社会保障関係費や人件費の増加、物価高や金利上昇への対応をはじめ、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方分権の趣旨に基づき、地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映するとともに、合意形成のうえ施策を実施すること。

また、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに伴い地方で必要となる費用については、全額国費による財政措置を講じること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5対5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

4. 年々急増、多様化する都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税等を検討する際には社会保障制度における財源確保の点も踏まえつつ、地方交付税の原資も含め代替財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮し、丁寧に行うこと。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

6. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存することなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額担保すること。

また、基準財政需要額の算定に当たっては、地方単独事業も含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態を的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

7. 社会保障関係費や人件費の増加、物価高への対応をはじめ、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め地方財政計画に的確に反映させるとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を増額確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保・充実すること。

8. 疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高騰等へ対応するため、都市自治体の安定的な行政運営に必要な財源を確保すること。また、物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

9. 米国の関税措置に伴い、地域経済の中核を担う中小企業等においては業績が停滞・悪化し、経営及び雇用の面で悪影響が生じることが見込まれるため、適切な支援を必要に応じて行うとともに、法人市民税や個人市民税の減収、更に法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減が生じる都市自治体に対し減収補填を行うなど確実な財政支援を行うこと。

10. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

また、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）について、継続事業に係る事業費が2年目以降に増大していくことが見込まれることから、これまでにない新たな地方創生の取組を継続的かつ安定的に実施できるよう、増額確保を図ること。

11. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

12. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を現下の人件費・資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

13. ふるさと納税制度については、住民税の減収により都市自治体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響があることから、制度の抜本的な見直しを行うこと。

また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、その全額を地方特例交付金等で補填すること。

1 4. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の地方自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

1 5. ガソリンの暫定税率の廃止については、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、地方の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な財源を確保すること。

1 6. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化・共通化に伴い発生する様々な移行経費や運用経費などについて、必要な支援や十分な財政措置を講じること。特にシステムの標準化に当たっては、システム移行経費について速やかに全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。更に、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組を進めるとともに、国が主体となって、関係者との協議を更に実施し、より低廉な料金設定などにより、現行の運用コストを上回る負担額が生じないよう財政措置を講じること。

1 7. 戸籍への氏名の振り仮名記載、給付金事務など、DX推進に伴い義務的に発生するシステム整備費用に対し、実情に見合う財政支援の拡充と継続的な支援を行うこと。

1 8. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、医療保険制度改革に伴い、保険者の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

1 9. 高額療養費制度の自己負担額の引上げについては、被保険者・医療機関等の意見を十分に反映させる機会やプロセスを確保し、被保険者等の負担が過多とならないよう、最適な制度設計を実施すること。

2 0. 地域住民の生命と健康を守る地域医療の拠点である公立病院・公的病院や地域の中核となる医療機関について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定及び緊急的な財政支援等の対策を早急に講じること。また、不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な支援など、十分な財政措置を講じること。

2 1. こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施している他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。

2 2. 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、都市自治体が小・中学校等の施設整備（老朽化及び長寿命化対策、防災機能強化、教育環境向上等）を計画的に実施できるよう、公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金について、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図るとともに、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。

2 3. G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、I C T教育における地域格差が生じないよう、国の責

任において、引き続き、国費による恒久的かつ十分な財政支援を講じること。

また、LTEモデルタブレット端末の通信費等運用経費への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

2 4. 亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

2 5. 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業（脱炭素化推進事業）の事業期間について、令和7年度までとする期間を延長するとともに、脱炭素化推進事業を円滑に進める上で必要な財源である脱炭素化推進事業債の期間延長を図ること。

2 6. 人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

2 7. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。

2 8. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、十分な財政支援を講じること。

2 9. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備を着実に実行できるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、恒久化及び地方の実情を踏まえた柔軟な運用とし、地方交付税措置を拡充すること。

3 0. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における管渠の老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

3 1. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路・幹線道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに、地域公共交通の持続的かつ安定的な運営のための積極的な支援を行うこと。

3 2. 金融機関における公金取扱手数料や各種通知に係る郵便料金の値上げなどにより、住民税の徴収に係る費用が増大傾向にある中、道府県においても応分の負担となるよう、地方税法等に定める個人道府県民税に係る徴収取扱費の算定基礎の金額を改定するとともに、都市自治体の負担軽減のため、地方税法に定める道府県民税及び森林環境税の道府県への拝込事務の簡略化と拝込日の規定を見直すこと。

3 3. 公務員の地域手当について、隣接都道府県・近隣市町村との間における支給割合に大きな格差が生じないよう、必要な措置を講じること。また、地方公務員の確保・定着のため、給与制度のあり方について検討するとともに、人件費の所要額について、財源確保を図ること。

3 4. 所在の地方自治体の公務員に係る地域手当の級地区分に準拠して設定される特定教育・保育施設の公定価格や障害福祉サービス等報酬、介護報酬について、県外の隣接自治体との格差による施設の運営や人材確保に影響が生じないよう、地域の実情に応じて現行の地域手当の水準を維持する方策及び財政措置を講じること。

以上決議する。

令和 7 年 10 月 24 日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、各地で記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発化し、人的・物的被害が激甚化するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の進捗を踏まえた取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、令和7年6月に策定された国土強靭化実施中期計画により実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靭化等の対策を継続して着実に実施できるよう必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

2. 道路、河川、砂防、上水道、下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、社会資本整備総合交付金・防災安全交付金等の予算・財源を例年以上の規模で確保すること。

3. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

4. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

5. 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上決議する。

令和7年10月24日

東海市長会

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来すなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題である。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

こども・子育て施策の実施に当たっては、国と地方が手を携えて取り組むことが肝要であり、真に実効性ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映する必要がある。

また、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施にあっては、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して施策に取り組めるよう、制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. こども・子育て施策の抜本強化に向けて国が全国一律で行うべき取組については、こども・子育ての基本となるべき施策に地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保すること。併せて、地域の実情に応じてきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる財源の確保・充実を図ること。

2. 子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担うこどもたちが必要なサービスを公平に受けることができるよう、こども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

3. こどもに係る国民健康保険料（税）の均等割額を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

4. 幼児教育・保育の無償化や「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の増大に対応するため、都市自治体の行う地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する十分な財政措置を国の責任において講じること。

また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る全体の給与を底上げする抜本的な改革を行うこと。

5. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師等の確保や育成、補助制度の拡充など、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要するこどもの保育所等における受入れについて、地域の実情

に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を講じること。

6. いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として実施する場合、全国どこの都市自治体においても格差なく取り組めるよう、また、保護者の経済的負担を軽減することで、こども・子育て環境の充実を図れるよう法制面における課題整理を行ったうえで、その費用については全額国費で措置し、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などの課題を十分に踏まえ、慎重に検討すること。また、制度設計や工程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

7. 就学前教育・保育施設整備交付金等について、各都市自治体の整備計画に支障がないよう十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和7年10月24日

東海市長会